

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案新旧対照表

○ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>9 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法（令和五年法律第 号）がその効力を有する間における第一条、第四条の二第 一項、第五条、第八条、第十五条の八、第十六条第一項、第二十 四条の三第一項、第二十八条第一項及び第三十三条並びに附則第 七項の規定の適用については、第一条中「次に掲げる者」とある のは「次に掲げる者並びに新型コロナウイルス感染症対策検証委 員会の委員長及び委員その他の職員」と、第四条の二第一項、第 五条、第八条、第十六条第一項及び第二十八条第一項並びに附則 第七項中「並びに国立国会図書館」とあるのは、「国立国会図書 館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに新型コロナナ ウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員」と、第十五条 の八中「定める」とあるのは「定め、新型コロナウイルス感染症 対策検証委員会の職員については新型コロナウイルス感染症対策 検証委員会の委員長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定め る」と、第二十四条の三第一項中「並びに国立国会図書館の館長」</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

とあるのは、「国立国会図書館の館長並びに新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員」と、第三十三条中「訴追委員会」という。」「とあるのは「訴追委員会」という。並びに新型コロナウイルス感染症対策検証委員会」とする。

10) 前項の規定により読み替えて適用する第三十三条の規定により新型コロナウイルス感染症対策検証委員会に設ける国会職員考査委員会の委員長は、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長、その委員には、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

(新設)

○ 国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法（令和五年法律第 号）がその効力を有する間における第一条第二項の規定の 適用については、同項中「定めるもの」とあるのは、「定めるもの 並びに新型コロナウイルス感染症対策検証委員会」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

○ 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法（令和五年法律第 号）がその効力を有する間における第二条の規定の適用に ついては、同条中「並びに国立国会図書館」とあるのは、「国立 国会図書館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに新 型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員」とす る。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

○ 国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法（令和五年法律第</u> <u>号）</u>がその効力を有する間における第二条第一項の規定の適用については、同項中「並びに国立国会図書館」とあるのは、「<u>国立国会図書館</u>」と、「<u>専門調査員</u>」とあるのは「<u>専門調査員並びに新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員</u>」とする。</p>	<p>附則</p> <p>この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>（新設）</p>